

聴力の低下により日常生活において補聴器が必要とされる高齢者へ

補聴器購入費を助成します

●対象者 以下すべての項目に該当する方

- ・本村に住所を有する65歳以上の高齢者
- ・本人および世帯員に村税等の滞納のない方
- ・聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・この助成金の交付を受けたことのない方

●対象機器

両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器本体（電池、充電器およびイヤーマールドを含む）
※集音器、修理、メンテナンス料は対象外です。

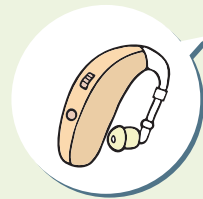
●対象費用・助成金額

- ▶対象費用 補聴器 1 台分の購入費用
- ▶助成金額 購入費用の 2 分の 1 または 20,000 円の、いずれか低い額

●申請方法 以下①～③を役場福祉介護課へ提出してください。

- ①補聴器助成申請書
- ②領収書等（申請者本人に対して発行されたもので、購入日、金額、品目を確認できるもの。確認できない場合は保証書等も必要。）
- ③申請者本人の振込口座が確認できる通帳等の写し

●問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340 (内) 113、135



▲村HP「美浦村高齢者補聴器購入費助成事業」

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

本籍地から郵送されるハガキをご確認ください。
美浦村が本籍の方は、8月中旬頃に郵送予定です。

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 〔未成年者については、親権者からの届出も可能です。〕

届出方法や制度に関してのお問い合わせ：法務省戸籍振り仮名通知コールセンター 0570-05-0310

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



行政のデジタル化推進のための基盤整備を図るため、戸籍に振り仮名が記載されることになりました。今年の5月26日以降、本籍地の市区町村から、「戸籍に記録される振り仮名の通知書」というハガキが送付されます。通知書に記載されている振り仮名が正しい場合は、届出の必要はなく、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。

●美浦村が本籍の方へ

- ・「戸籍に記録される振り仮名の通知書」は、8月中旬頃に送付予定です。
- ・誤りがある場合は、令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。

●問合せ ・法務省戸籍振り仮名通知コールセンター ☎0570-05-0310 (土日祝・年末年始を除く)

・役場住民課 ☎029-885-0340 (内) 128



▲詳細：法務省HP